

令和6年度 第1回 富山県環境審議会 野生生物専門部会 議事概要

1 日 時 令和6年7月31日（水）14時～15時30分

2 場 所 富山県民会館701号室

3 出席者 高橋部会長、遠藤委員、村井委員、鈴木特別委員、石黒専門員、黒田専門員、間宮専門員、百瀬専門員、高岡専門員

4 議事及び主な意見

(1) 審議事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」

(部会長)

鳥獣保護区特別保護地区の指定については、異議はないということでよいか。

<異議なし>

それでは決議したとおり、環境審議会に答申することとする。

(2) 審議事項 「富山県ツキノワグマ管理計画の改定について」

(部会長)

根本的な趣旨は、21ページのとおり指定管理鳥獣捕獲等事業の実施という項目を入れることであり、この追記によって国の補助金を使用可能となるということでよいか。

(事務局)

そのとおりである。管理計画に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施という項目を加えることによって、国の交付金を活用できる見込みである。

(部会長)

今後の計画などあるか。

(事務局)

国の方の予算枠はまだ確定されていない状況であり、こちらはまだ交付申請できていない。それも踏まえて、県でも補正予算を組むなど検討中であり、規模感については全く決まってない状況である。そのため、すぐにでも使えるような体制を作るために今回管理計画の見直しについてご審議いただいているとご理解いただきたい。

(部会長)

資料2-2の2ページを見ると、個体数管理の項目に指定管理鳥獣捕獲というメニューが入るのか。

(事務局)

現在、国と各都道府県とで内容を検討中であるが、資料 2-2 の中に交付金のメニューが 5 つ記載されている。その中で、捕獲に関わる部分については、管理計画の中に記載する必要があるため、個体数管理の項目に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施について記載している。

(部会長)

資料 2-3 の本文 13 ページにおいて、ゾーニングごとの管理内容に関する表があるが、ゾーン 1 では個体数調整は行わない、ゾーン 2 では必要に応じて個体数調整を行う、ゾーン 3 は個体数調整を中心に行うとなっている。この個体数調整については、これまでは、有害捕獲と数の調整があったと思うが、今回指定管理鳥獣捕獲が入ってくるということか。そうであれば、ゾーン分けはこのままでよいのか。例えば、数の調整や指定管理鳥獣捕獲を全域で行うようにするのかなど、野生鳥獣保護管理検討委員会で検討した方がよいのではないか。

(事務局)

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項を追記した現段階では、ゾーニングごとの管理内容については変更せず、今後具体的に指定管理鳥獣捕獲等事業の内容が明らかになれば、また意見をお伺いしたいと考えている。

また、今年度生息数調査を実施しており、その結果をまとめるのは年明け以降になる。環境省においても、管理計画作成のためのガイドラインを見直しており、それらを踏まえて、改めてこの場で管理計画の改定についてご審議いただくことになると考えている。

(部会長)

ゾーン 1 は基本的にクマの生息地であるため、有害捕獲はしないという趣旨はわかるが、数の調整は、県全体の捕獲上限数を決めて生息数を調整するという趣旨なので、ゾーン 2 とゾーン 3 だけでやっていけばよいのかどうかは検証していただきたいと思った次第である。

(専門員)

ゾーン 1 で個体数調整を行わないとなっているが、ゾーン 1 で大型の個体を捕獲しないと、餌不足に陥った際にその個体が縄張りを広げ、外側にいた個体が押し出される。その押し出された個体がさらに外側の個体を押し出し、市街地へ出ざるを得ない状況になっているのではないかと感じている。また、生息数について調査中とのことだが、ハイカロリーな餌を覚えてしまったせいか、実際増えているのではないかと感じられる。

ゾーン 3 で出てきてしまっは、手遅れではないか。銃の取り扱いについても柔軟に対応していただきたい。

(事務局)

生息数について、確かに 5 年に 1 回の改定のたびに徐々に増えている状況である。その中で指定管理鳥獣への指定を受けて、個体数管理をどのゾーンでやっていくのかということは、生息数と、今後の動向を踏まえて、検討させていただきたい。調査結果が出た段階では、改めて皆様にもご審議させていただきたい。

(部会長)

調査の結果と精度にもよると思うが、調査の精度が高くて科学的に捕獲してよいという数が出て生息数を管理できるのであれば、ゾーン分けに関しては柔軟に考えてもよいと考える。

(専門員)

捕獲については、指定管理鳥獣捕獲等事業の中身によって変わると思うが、実際捕獲者の高齢化もあり、技術を持っておられる方が今のうちにいかに継ぐかが一番の緊急の課題と考える。民間事業者を入れるという選択肢もあるが、やはり県内で捕獲できる人を増やすことは、基本的な姿勢として必要ではないか。加えて、全県下横断してできる人も必要かもしれないが、いかにその地区の自然を理解しながら対応できる人を育てるかということが大事だ。

ゾーンごとの管理について、県森林政策課の新規事業の中で緩衝帯整備に併せて電気柵の設置をされているが、やはり電気柵など実際使える道具を、いかに山際あるいは河岸段丘の分断等で効率的に使っていくかということは、これから担い手が減る中で重要なツールではないか。また、それを選択する必要があるため、予算的にもう少し重点を置いていただきたい。

資料 2-3 の本文 13 ページの表 5 と 17, 18 ページの文面は対応していると思うが、ゾーン 3 での被害防除の欄に電気柵設置による侵入防止対策という記載があるのに、18 ページには記載がない。被害防止地域ゾーン 3 の防止侵入防止ということで、恒久柵も含めた電気柵を可能な限り広げていくことは必要だ。また、ゾーン 2 での生息環境管理について、17 ページには、ゾーン 2 で河岸段丘崖沿いの森林帯や河畔林などでは、侵入経路の分断も検討するという文面があるが、13 ページの表にも入れる必要がある。それらと個体数調整を組み合わせ、住み分けできるような方策をとっていく必要があるので、文章としても強めに入れていただきたい。

(事務局)

18 ページは生息環境管理について記載しており、電気柵など人の手が入った防除は記載していないが、おっしゃるとおりで、両方に記載していてもおかしくない。修正について検討させていただきたい。

(委員)

移動放獣について、捕獲した個体にスプレーをかけてゾーン 1 で放獣することは、先ほどゾーン 1 の個体が押し出されて外へ出るという意見があったが、ゾーンごとの管理のバランスが崩れるのではないか。

人材育成について、昨年度のイノシシ管理計画改定の際も、県内の狩猟免許所持者の減少、高齢化について問題視されていた。捕獲者の育成をどのようにしていくかはしっかりやっていないといけない。

また、最近クマを敏感に感じとる犬を育てるという話があったが、ゾーン 3 において人の周辺に出てくるクマをどうするか、人が被害に遭わないためにどうするかを、真剣に考えたい。人がいる近くで、そういった犬をどう育てていくかなど、これまでとは別の方法も幅広く検討してみてもどうか。

(事務局)

移動放獣について、確かにゾーン2、3で捕獲した個体をゾーン1の山に放獣すると、他の縄張りに入り押し出されるのではないかということであるが、移動放獣は危険も伴うので最近では捕殺の方が実態的には多く、移動放獣の実績は少ない。環境省でも、鳥獣保護管理法38条の改正が進んでおり、街中で檻にかかったクマは現状では銃器による止め差しができないため、それを可能にするといった議論もある。今年度の生息数調査や38条の改正も含め今後検討していくことになる。

人材育成については、クマに関わらず、大型獣を捕獲する方の高齢化が進んでおり、我々としても担い手対策を幅広く実施している。銃の訓練費用など、猟友会に補助金を出しており、今年度はさらに裾野を広げてハンターに興味を持つ方、特に若年層をターゲットとしたイベントの開催、SNS動画の発信も進めている。

ベアドックについては、長野県軽井沢で実施されていると聞いている。こういった新しい施策もどこまで取り組めるかわからないが、環境省の交付金を使うことによって、実証実験などできようになると思っているので、また参考にさせていただきたい。

(委員)

交付金の申請はいつごろになるか。

(事務局)

今はまだ要望調査をしている段階であり、申請の時期については具体的には決まっていない。

(委員)

クマによるこれまでの被害実態が、全県的な分類になっているので、ゾーンごとにも分類するべき。交付金もおそらく十分なものにはならない。これから人身被害を防ぐためには、ゾーンごとでやっていくことに優先順位をつけて、効果的な対策は拡張するなど、交付金を有効に使っていただきたい。

また、人の社会のことをしっかり考えることも重要である。中山間地域の方は非常に被害に遭いやすいのに、クマの出没時期に柿の木が全然切られていない地域もある。おそらく中山間地域には高齢な方が多く、体力的に難しいのであろう。しかし、その中で柿の木を切るようにする仕組みにも交付金を注いでいける計画にさせていただきたい。

(事務局)

柿の木の伐採については、昨年の人身被害においてクマが柿の実を食べていることがわかっている。富山市も、自治会単位で取り組む伐採活動に対して支援を拡大しようという動きがあるので、自治会単位で頑張っていただきたい。ただ、やはり伐採が難しいということであれば、低く仕立てて手の届く範囲で管理できるようにすることも一つの手ではないかというご意見もいただいている。今年度、市町村への交付金を拡張しているが、国の交付金メニューを活用できるかは今後検討していく。

(委員)

今回管理計画を改定して、今後具体的な実施計画を作って交付金を活用しながら事業を行うという流れになると思うが、実際に捕獲事業に着手する時期は、早くて秋になるのか。また、イノシシやニホンジカのように野生鳥獣保護管理検討委員会などを開いて実施計画を作成するのか。

(事務局)

タイミングについては計りかねている。検討委員会は指定管理鳥獣捕獲等事業の実績評価をいただく場であるので、クマについても実績評価の部分で開催させていただく。イノシシ、ニホンジカと合同開催になると思うが、この検討委員会の取り扱いは国の動きを見ながら、またご相談させていただきたい。

(委員)

令和6年度の当初予算では、様々な事業が予算化されているようであり、森林整備関係は移動経路の分断という大きな効果があるかと思う。国有林の管理しておりますので、できる限り、協力させていただく。

ベアドッグについては、先日の検討委員会でも、今後波及させるにはいろいろ検討が必要だという意見があった。

(部会長)

種々ご質問ご意見いただいた。

電気柵についての記載は、事務局の方で一部修正するか検討させていただきたい。

最後に事務局の方から、今後のスケジュールについて説明いただく。

(事務局)

本日、環境審議会野生生物専門部会を開催させていただき、この後、部会長と相談しながら修正案について検討する。その後、パブリックコメントを8月上旬に開催し、8月下旬に環境審議会に報告、公示という形でこの管理計画の改訂を終了とさせていただきます。

(部会長)

今後関係機関の意見聴取やパブリックコメントを経て多少変更が生ずるかもしれないが、部会長預かりとさせていただき、事務局と調整し、環境審議会へ報告させていただく。

本日の審議は、これをもって終了とする。

(以上)